

市税滞納削減アクションプラン

(平成29年度～31年度)

平成29年8月

岐阜市財政部納税課

1 市税滞納削減アクションプランの策定にあたって

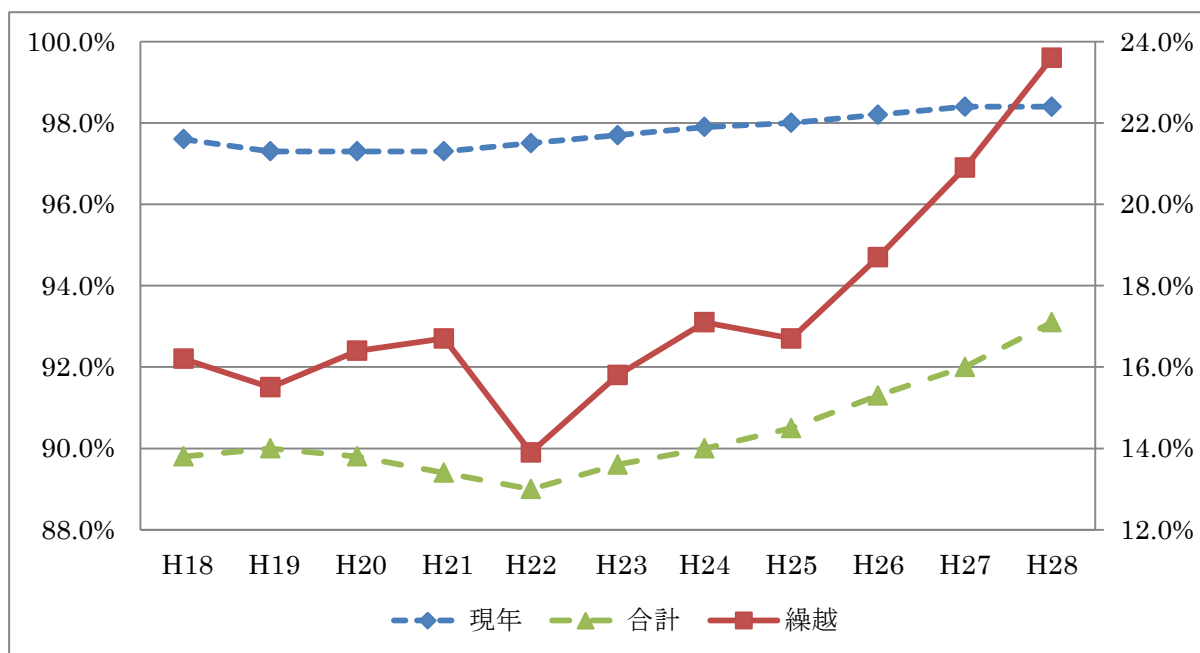
市税滞納削減は、市財源の確保という目的もあるが、それ以上に重要なのが税負担の公平性である。公平に賦課された税額が100%収納されて、初めて税負担の公平が達成されたことになる。

市民の負託に応えるため、納税課では日々滞納整理に励んでいるが、岐阜市における現年課税分と滞納繰越分を合わせた収納率は、平成22年度の89.0%を底に、平成28年度で93.1%と毎年向上はしているものの、理想には依然遠く、中核市(48市)においても長期間最下位と不名誉なものとなっている。このため、収納率100%の実現に向けて更なる努力が求められる。

納税課においては、「臨戸、お願い」から「呼出、処分」の滞納整理へと転換してかなりの年月が経ち、広く浸透してきてはいるが、税負担の公平を達成するためには、更に徹底した滞納処分の執行を行い、適正な滞納整理を実施していく必要があると考える。

市税の滞納額を削減するため、明確な目標を立て、岐阜市として取り組む必要があり、今回「市税滞納削減アクションプラン」をここに策定するものである。

2 市税収納率の推移



年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
現年	97.6%	97.3%	97.3%	97.3%	97.5%	97.7%	97.9%	98.0%	98.2%	98.4%	98.4%
繰越	16.2%	15.5%	16.4%	16.7%	13.9%	15.8%	17.1%	16.7%	18.7%	20.9%	23.6%
合計	89.8%	90.0%	89.8%	89.4%	89.0%	89.6%	90.0%	90.5%	91.3%	92.0%	93.1%

3 現状と分析

現状 平成28年度 **現年分** **収納率 98.4%** **中核市 48市中 48位**
 滞納繰越分 **収納率 23.6%** **中核市 48市中 37位**

このことより、当市においては、現年収納率が低いことが顕著である。

現年分収納率を向上させることは、滞納者総数の減少に大きく貢献し、翌年度の滞納繰越分の担当件数、当初調定額に直結するものである。言い換えれば市の収納率は現年課税分が握っているといっても過言ではない。

現年収納率の向上を、喫緊の課題とする。

4 本アクションプランの目標

項目	平成29年度	平成30年度	平成31年度	(参考) 31年度 目標順位
現年課税分収納率	98.6% ↑	98.7% ↑	98.8% ↑	中核市 44位/48市
滞納繰越分収納率	23.7% ↑	23.8% ↑	23.9% ↑	中核市 36位/48市
合計収納率	93.7% ↑	94.3% ↑	95.0% ↑	中核市 40位/48市
滞納者数(処分なし)	17,000人 ↓	16,000人 ↓	15,000人 ↓	

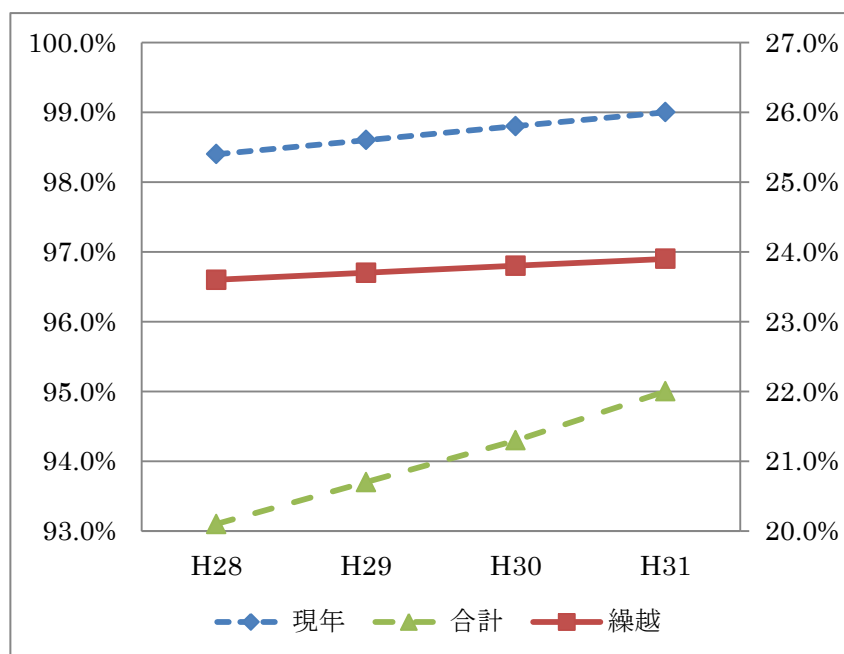
※滞納者数(処分なし)とは、不動産の差押え、交付要求、滞納処分の執行停止等を除いた人数。

※滞納繰越額及び滞納者数は、次年度当初の数値。

※中核市の目標順位は平成28年度末の各市の収納率を参考としている。

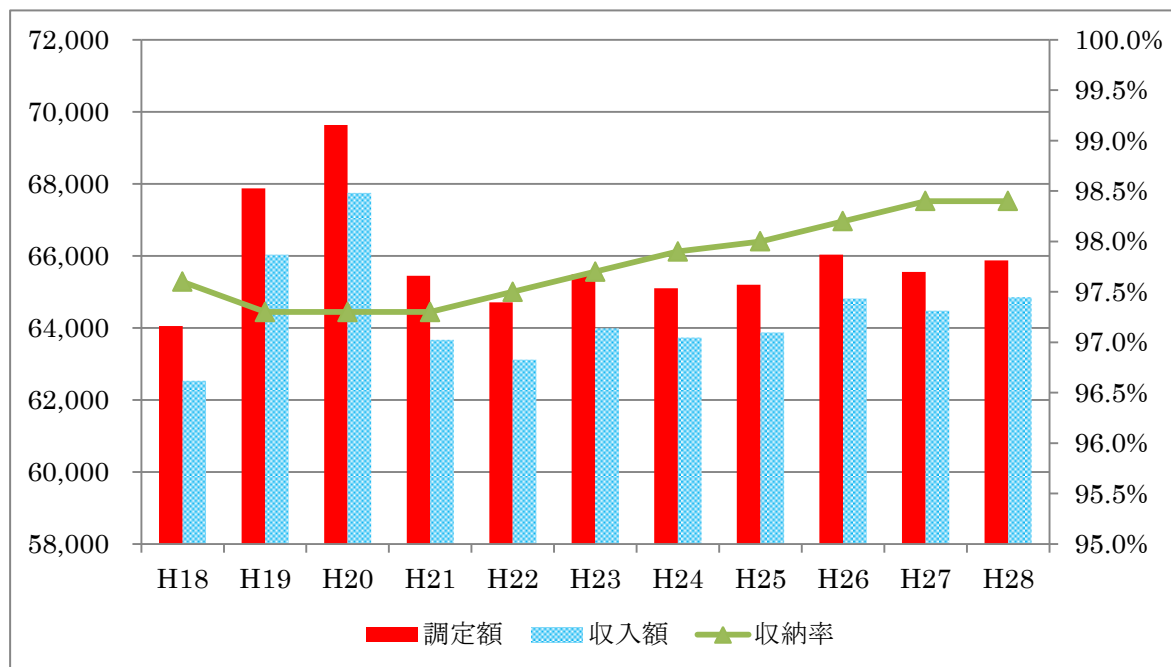
※収納率はあくまで年度当初の調定額と年度末の収納額の比率の想定値であり、景気変動等により大幅な変動は収納率に想定外の影響することに留意が必要。

※目標値については前年度達成状況等を見極めながら必要に応じて見直す。また、計画年度内に達成のために必要と考えられる施策について適宜実施する。



5 目標達成に向けた具体的な取り組み

(1) 現年課税分



単位:百万円

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
調定額	64,049	67,876	69,632	65,451	64,712	65,482	65,096	65,198	66,031	65,556	65,877
収入額	62,533	66,031	67,750	63,673	63,118	63,986	63,727	63,874	64,812	64,479	64,854
収納率	97.6%	97.3%	97.3%	97.3%	97.5%	97.7%	97.9%	98.0%	98.2%	98.4%	98.4%

ア これまでの取組

現状 平成28年度 現年分 収納率 98.4% 中核市 48市中 48位

市税の納付にあたり、金融機関での窓口納付や口座振替のほか、平成18年11月から休日及び平日夜間納付窓口を開設している。また、平成20年度には軽自動車税のコンビニ納付、さらには、平成21年度からは固定資産税・都市計画税、市県民税のコンビニ納付の開始など、利便性の高い納付方法を順次提供してきた。

その結果、現年課税分の収納率は緩やかに向上してきているが、平成28年度は前年比でほぼ横ばいと停滞し、収納率順位は中核市48市中最低位となっており、早急な収納率の向上が求められる。

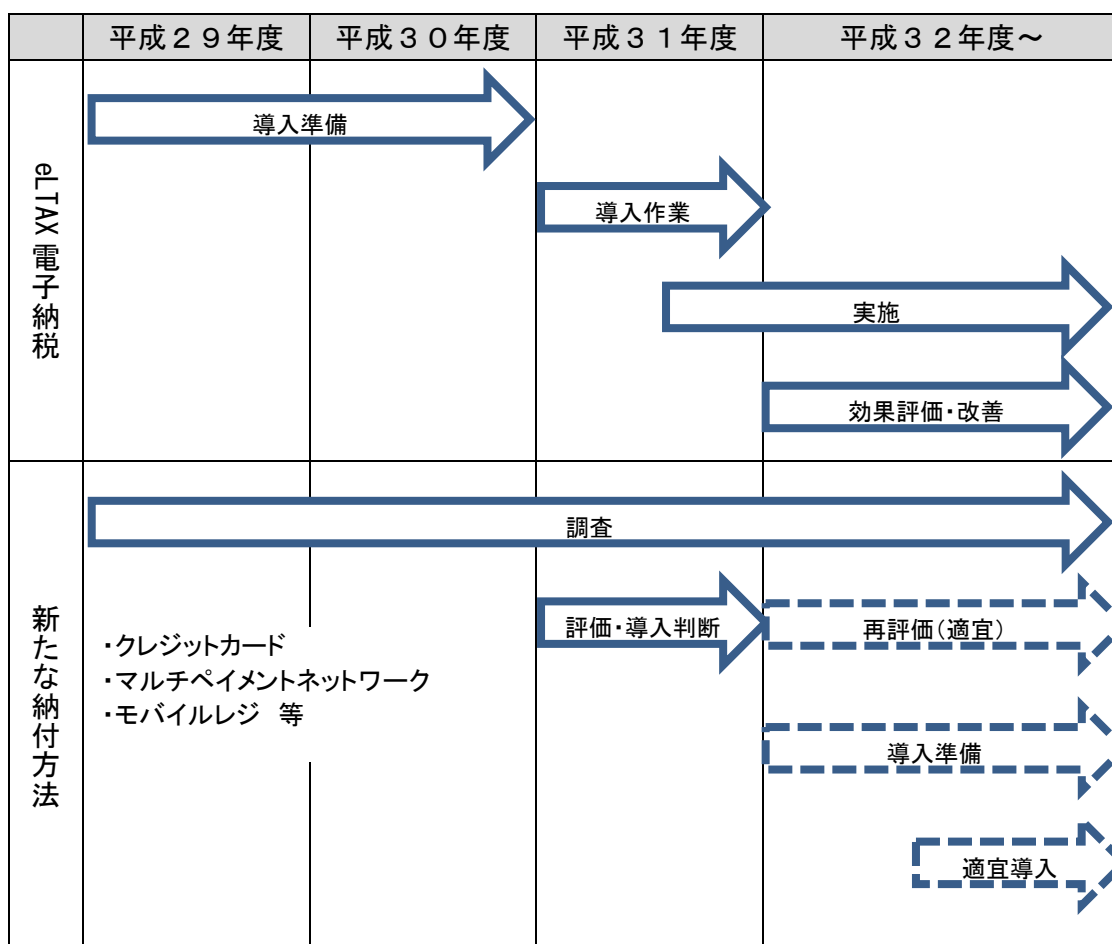
イ 今後の取り組み

現年分の収納率の向上を喫緊の課題と位置付ける。

最初の段階で、自主納付の推進、徹底的な滞納整理を行い、新たな繰越滞納者を発生させない。

(ア) 利便性の高い納付手段の提供による自主納付の推進

現年収納の大部分は納期内の自主納付である。今後は「うっかり未納」を減らして納期内自主納付の比率を限界まで上げることが重要である。このため、口座振替の推進の強化を図るとともに、利便性の高い納付方法を更に提供するため、eLTAXの電子納税サービスについては平成31年度中までの導入を目指すとともに、クレジットカード、マルチペイメントネットワーク、モバイルレジ等の新たな納付方法の調査・検討、費用対効果の検証、導入の可否判断等を行い、導入可能なものについては早期導入を目指す。



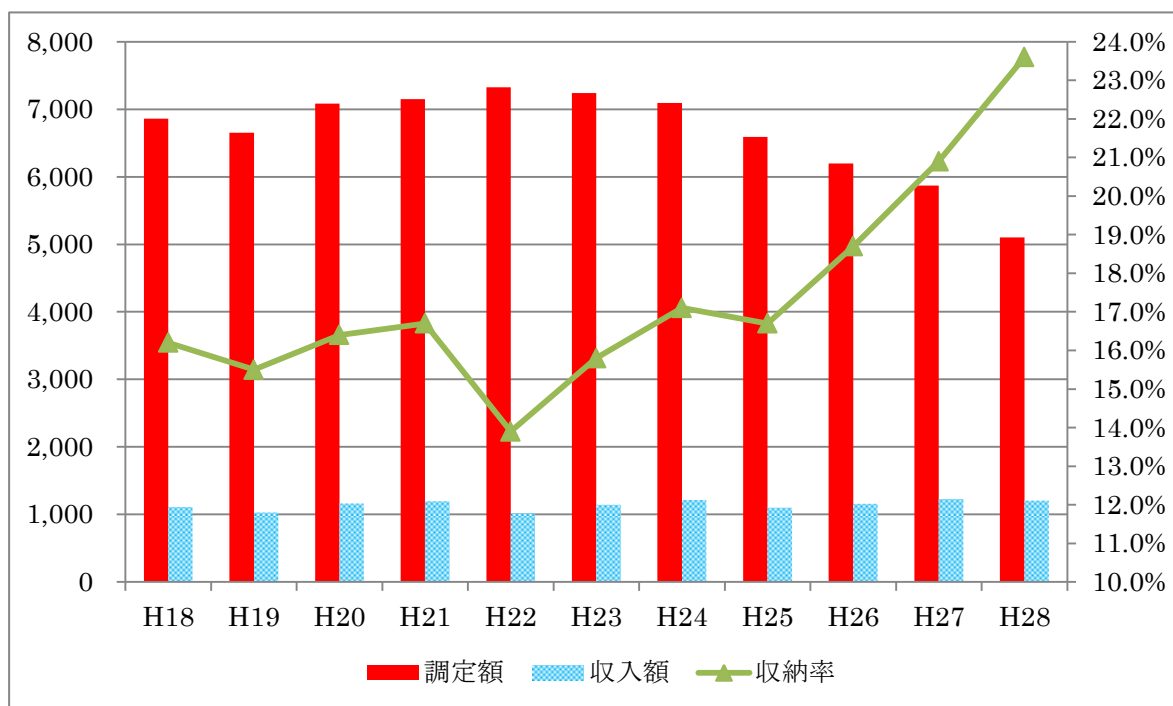
(イ) 滞納整理の強化

現年分の対象者は非常に多く、マンパワーを必要とする作業も多く発生する。多くの対象者に対応するため、体制の整備を図る。

未納の状態になった案件については、対象件数が多いため効率的かつ効果的な滞納整理を行うとともに、現年のうちに完納となるよう滞納処分を適宜執行する。

- ・ 現年専門係を配置し、現年未納分の滞納整理及び滞納処分を強化する。
- ・ 人員配分の適正化を図り、体制の強化を行う。
- ・ 納税推進嘱託員を配置し、1年を通じて電話、文書による「納税の呼びかけ」を実施する。
- ・ 催告しても反応のない案件に対しては、滞納処分を実施する。
- ・ 1年分の累積滞納者に対しては、出納整理期間中に滞納処分を執行する。
- ・ 休日及び平日夜間に、納付・相談窓口を開設する。
- ・ 一斉に休日呼出を実施するなど、完納に向けた取り組みを強化する。

(2) 滞納繰越分



単位:百万円

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
調定額	6,862	6,653	7,085	7,149	7,325	7,239	7,093	6,592	6,197	5,870	5,101
収入額	1,110	1,031	1,161	1,196	1,014	1,143	1,215	1,102	1,160	1,228	1,203
収納率	16.2%	15.5%	16.4%	16.7%	13.9%	15.8%	17.1%	16.7%	18.7%	20.9%	23.6%

ア これまでの取組

現状 平成28年度 滞納繰越分 収納率 23.6% 中核市 48市中 37位

平成10年度に、世帯合計滞納額100万円以上の滞納者を担当する大口担当者を設置し、高額案件の早期完結に努めた。

また、平成24年度からは、計画的な呼出の実施とともに、無反応者や分割納付不履行者に対する、換価性の高い預金などの債権差押えの強化により、収納率の向上を図った。

加えて、平成27年度からは、滞納税額別担当制とし、大口、中口及び小口に分類し、滞納金額に合わせた対応を行っている。

これらの取組により、平成22年度を底に急激に滞納繰越分の収納率は向上しており、平成28年度の収納率順位は、中核市48市中37位となっている。

イ 今後の取組

滞納税額及び滞納者数を縮減するため、滞納税額別の体制を継続し、初動分の滞納整理を強化することで、累積案件としない。次に累積案件を中口、大口案件としないことで、全体の滞納税額及び滞納者数を圧縮する。

小口案件担当は、初動係として滞納者数を減らすことを第一に考えた滞納処分を実施し、新たな累積案件を発生させないことを目標として取り組む。

中口案件担当は、滞納処分の執行か執行停止かを早期に見極め、即着手し完結を図る。

大口案件担当は、大口の累積案件担当と位置付け、案件に合わせた対応を行う。大口の困難案件になった原因を丁寧に洗い出し確実に前進させることを目標とする。

また、徴収各係の滞納整理に関する方針・企画策定、指導、管理等を行う担当を設置し、特に滞納繰越収納率向上の下支えを行う。徴収各係が行った不動産差押え案件、差押え財産の公売、破産整理・交付要求案件、破産整理後の執行停止検討案件等を担当する。

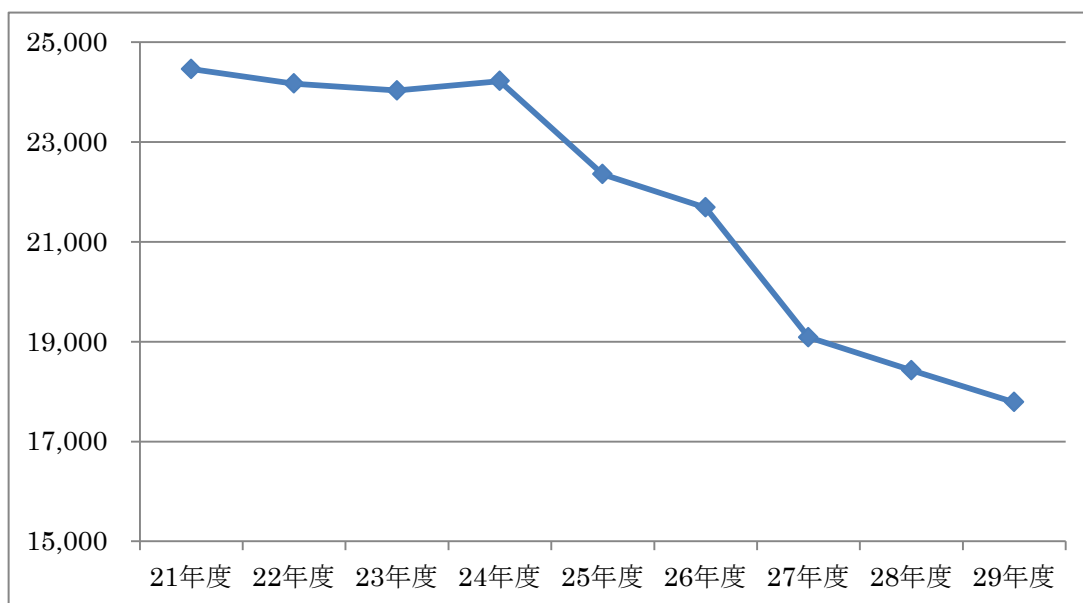
なお、滞納繰越分については、従来に比べ大幅に件数、金額が減少してきている。その影響から平成29年度の滞納税額別の体制では、大口担当の滞納税額範囲が35万円以上から最高2700万円と広範囲になってきており、滞納税額に合わせたきめ細やかな対応が困難となりつつあるため、今後は人員配置のシフト等により徴収体制の見直しを検討する。

- ・高額滞納者及び時効予定滞納者等に対しては、早期に法律に基づく適切な滞納処分を執行し、年度内に整理を行う。
- ・少額、完納の見込みのない分割納付は認めない。
- ・計画的に財産調査（預金、生命保険、給与及び不動産等）を実施し、進展のない事案は、事務手順に従い、速やかに滞納処分を執行する。

(3) 滞納者数の縮減

滞納者数に関しては、平成24年度当初まで24,000人台で推移してきたが、平成29年度当初においては、18,000人を切るまで縮減された。しかし、徴収担当者一人当たりでは、まだ900人ほどとなり、徹底した滞納整理を行うのに適した担当者一人あたりの持ち分である500件以下にはほど遠いものとなっている。

このため、毎年1,000人の縮減を図り、3年後には15,000人台を目標とし、滞納者数の縮減を図る。



単位：人

年度当初滞納者数 (処分なし)	
21年度	24,459
22年度	24,168
23年度	24,028
24年度	24,218
25年度	22,353
26年度	21,685
27年度	19,087
28年度	18,424
29年度	17,786

(4) 延滞金の適正徴収

納税者間の公平性を保つため、延滞金は地方税法に基づき適切に徴収する。

ただし、やむを得ない理由等により納税者から延滞金減免申請書の提出が行われた場合には、「岐阜市税条例」、「岐阜市税収納事務処理要領」及び「岐阜市税延滞金徴収基準」に基づき適正に処理する。

(5) 不動産・動産の公売

ア 不動産公売の実施

不動産差押え後の交渉において、納税に進展が見込まれない場合は、早期に公売を実施する。

イ 動産公売の実施

搜索等により差押えた動産について、滞納税が完納されない場合は速やかに公売する。

- ・物件により、質屋、自動車買取り業者等に見積依頼し、見積価格を決定する。
- ・インターネット公売を実施する。
- ・岐阜県が主催する、せり売りに出品する。

(6) 納税緩和措置の適正執行

財産がない、生活が困窮している又は財産を差押えたが他の債権に劣後し、滞納処分しても配当が見込めないなど、徴収が見込めないと判断した滞納者については、いたずらに徴収を猶予することなく、滞納処分の執行停止を適正に行い、単純時効の防止と収入未済額の縮減を図る。

また、一括納付が困難と判断される案件については、納付誓約書(債務承認書)を受領したうえで、例外的な措置として分割納付の実施を検討する。なお、実施に当たっては、原則1年以内(特別の事情がある場合は2年以内)の完納となる計画とし、累積案件の原因となる少額分納は行わない。

(7) 死亡者課税等の適正化

納税義務者が死亡している案件については、従来から課題であり、今後は相続人調査をしたうえでケースに合わせて適正に処理を行うこととする。

固定資産税、軽自動車税の死亡者課税については、関係課（資産税課及び税制課）に依頼し、賦課替えを行う等により順次適正化を図る。

また、納税義務の承継が必要な案件については、納税義務の承継を行い、必要に応じて滞納処分を行う。

加えて、財産がなく相続人不存在など納税が見込めない案件については、執行停止を行う。

財産がある相続人不存在の案件については、相続財産管理人を選任するよう資産税課に依頼し、滞納処分を執行する。

(8) 特別徴収事業所の拡大

滞納者が勤務する事業所を特別徴収事業所に指定するよう市民税課に働きかける。

(9) 口座振替の推進

納付を忘れない、金融機関に行かなくても良い便利な制度である口座振替の普及を図る。

具体的には、口座振替勧奨ダイレクトメールの送付等により、税の口座振替普及率47.5%以上を目指す。(H28年度47.3%)

(10) 人材育成の強化

組織の体制強化のため、専門的知識及び経験の維持・向上を図るため、各種プログラムを活用し、滞納整理のエキスパートを育成する。

- ・岐阜県税事務所に納税課職員を外向させ、OJTによる能力向上を図る。
- ・岐阜県と併任制度を活用し、搜索などを共同して行う。
- ・アカデミー、県、税務署等主催の外部研修に、積極的に参加する。
- ・税務署OBの納税指導嘱託員から、悪質案件や累積案件に対する滞納整理手法をOJTにより習得する。

6 本アクションプランの更新、評価及び次アクションプランの策定

本アクションプランの計画期間内において、市税を取り巻く環境の著しい変化等により実態と計画が乖離した場合、目標を達成するために施策を追加する必要があると判断された場合等には、計画の適宜見直しを図ることとする。

また、本アクションプラン終了時には、効果の評価、原因の推測・解明、新たな施策の検討等を行い、その内容を次の市税滞納削減アクションプランにフィードバックさせ、更なる市税滞納削減に資する。